

総合科学技術会議
第 10 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

1. 日時 平成 13 年 12 月 21 日（金） 15：00～18：00
2. 場所 三田共用会議所 第 4 特別会議室
3. 出席者
（委員）井村裕夫会長 石井紫郎議員 白川英樹議員 黒田玲子議員
位田隆一会長代理 香川芳子委員 垣添忠生委員 勝木元也委員
島蘭進委員 高久史磨委員 田中成明委員 西川伸一委員
南砂委員 鷲田清一委員
（事務局）梅田参事官 武田参事官 他
4. 議題
 - (1) ヒト受精杯の取扱いの在り方について
 - (2) その他
5. 配付資料
 - 資料 1 - 1 総合科学技術会議 第 9 回生命倫理専門調査会議事概要（案）
 - 資料 1 - 2 第 4 回特定胚指針プロジェクト会合議事概要（案）
 - 資料 1 - 3 第 5 回特定胚指針プロジェクト会合議事概要（案）
 - 資料 2 今後の検討スケジュールについて
 - 資料 3 ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
 - 資料 4 ヒト受精胚、胎児について
 - 資料 5 検討すべき胚の範囲について
 - 資料 6 生殖補助医療について
 - 資料 7 胚の作成・操作について
 - 資料 8 ヒト胚の研究利用に関する諸外国の規制の状況
 - 資料 9 - 1 諮問第 4 号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申
 - 資料 9 - 2 特定胚の取扱いに関する指針

6．議事概要

(井村会長)ただ今から第10回生命倫理専門調査会を開催します。年末の押し迫った時期にご出席をいただきまして、ありがとうございました。なお、私は、緊急の所用で、途中で退席をさせていただきます。その後の進行は位田委員にお願いをしたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

(事務局より資料の確認)

(井村会長)まず最初に議事概要ですが、前回の専門調査会、それから特定胚プロジェクトの議事概要については、既に先生方にお目通しをいただきまして、コメントをいただきました。それを踏まえて、事務局で取りまとめて、案として配付しています。特段のご意見がなければ、これで確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題に入ります。ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いについてです。特定胚指針の議論が前回で終わり、ヒト受精胚については今後本格的に議論をすることになります。これまで3人の専門委員の方々にプレゼンテーションをしていただいて、それぞれの立場からヒト胚の問題について議論をしていただきました。本日は、もう少し一般的に、これからどのように議論を進めたら良いのかということを整理したいと思います。何分にも非常に大きな問題で、私どももどういう形で議論をするのが一番いいのかまだ見えていませんので、今日は、我々の考えている内容をこれから発表してもらって、その上で委員の先生方のご意見を伺うことにしたいと思います。

なお、併せて、今後の議論の上で必要と思われる生殖補助医療や胚の作成・操作などの基本的な事項につきまして事務局が調査をしてくれましたので、それも説明してもらうことにしたいと思います。それでは、梅田参事官から資料の説明をお願いいたします。

(事務局)まず、資料2「今後の検討スケジュールについて」ということで、事務局と井村会長とで作りました案です。今後の議論ですが、今日の第10回生命倫理専門調査会では、これからの議論の範囲、そして現時点で想定される論点メモを出しまして、その論点がそれで良いかどうかをご議論いただき、今後の検討スケジュールについてもご議論いただきます。そして、いろいろな基礎的事項の説明をします。次に、年明けてから月に1～2回程度開催して、5月くらいまでは、検討すべき事項(論点)とそれに関する主要な意見の抽出を

してはどうか。それについては、この会の中だけで議論をするのではなくて、この調査会の場に各方面から有識者に来ていただいて意見聴取をしてはどうか。1回当たり二人程度来ていただいて、皆さんで情報を共有していただきたいと思います。もう一つは、事務局のほうで幅広い有識者から意見聴取をして、それを取りまとめて、この場で発表するなど、いろいろなつてを通じていろいろな方の意見を聞いてはいかがかということです。そして、それらの意見を踏まえ、論点及びそれに対する主要な意見を取りまとめてはどうかということです。

そういう勉強をして、6月ころから論点ごとに本調査会の中で議論を深めていただき、その論点について、制度等の在り方について議論してはどうか。その議論がまとまりましたら、基本的な考え方、報告書の素案の取りまとめをする。それをまたパブリックコメントに付して一般の意見を聞く。また、一応予算を今回取ることができましたので、公聴会等を実施してはどうか。そのような手続を踏まえまして、基本的な考え方、報告書を取りまとめてはどうかということです。検討の途中経過で、特定胚指針に反映すべき事項がありましたら、適宜それは特定胚指針に反映する。また、これらの基本的考え方をきちんとまとめた上で、具体的な制度、枠組みについてはさらに検討を行ってはどうかということです。

2ページ目では、事務局で考えたものですが、ヒアリングすべき内容の例として、実際にヒト胚を用いた研究の内外の動向について、ヒト胚に関する規制の外国の状況について、各国の法制度等をもっと深く掘り下げてみてはどうかということです。

生殖医療現場におけるヒト胚の取扱いについて、産婦人科の現場から話を聞いてはどうか。そして、ヒト胚に関する規制の在り方について、社会学、法学、倫理、哲学等、文科系の方々からきちんとお話を聞いてはどうか。また、我が国国民のヒト胚に関する伝統的考え方、我々の中に歴史的に持っている考え方を宗教学や文化人類学系の研究者からお聞きして抽出してはどうかということです。実際、本問題に関する国民の考え方について、現在のいろいろな考え方があると思いますが、それについて宗教団体、患者団体、マスコミ等いろいろな方から考えを聞いてはどうかということです。

次に資料3は「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」です。これについては、クローン技術規制法の附則第2条で、「政府は、この法律の施行後3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ということで、施行が6月ですので、あと2年半という時間がありますが、その中で、ヒ

ト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について議論しなければなりません。その議論の論点で、これは先月から事務局で委員の方々何人かに相談をさせていただき、事務局でまとめたものですが、論点メモということで、これをこの場でさらにブラッシュアップしていただいて、きちんとした論点にするためのたたき台ということでご理解いただきたいと思います。まず、議論をする範囲をきちんと定めないと、議論が散逸してしまうと考えられますので、範囲を定めるということです。その範囲としては、ヒト受精胚に対する考え方、先ほどの附則にありますように、「人の生命の萌芽として」という視点を忘れてはいけないということです。そして、胎内のヒト受精胚についてはどう考えるか。議論する対象がどういうものであり、どの時期までを検討対象とするのかということも明確にしなければならないのではないかと。特に体外にある場合に、対象とその時期です。そして、ヒト受精胚以外の胚、例えば人クローン胚等の取扱いの在り方、これについても議論すべきだとすると、検討すべき胚はどのようなものなのか、どのようなものを検討すべきなのかということです。胚の検討と関連する事項ということで、検討範囲の中に、生殖細胞についてどう考えるのか。特に卵子の場合にどう考えるのかということを含めて考えてはどうか。ヒト受精胚の検討と大きくかかわっている生殖補助医療、胎児の取扱い等の状況、他省庁の審議会でさまざまな検討が現在行われていますが、それについては、先日も石井美智子委員から報告を受けました中にもありましたが、他省庁の審議会の議論も視野に入れつつ、それと整合性を取りつつ、こちらのほうでも議論すべきではないかということです。

次に、II のヒト受精胚の取扱いの現状ですが、現在、ヒト受精胚は生殖補助医療で取り扱われていますが、研究利用で取り扱うのかどうかということです。それらの中では法的な枠組みがどうなっているのかということです。実際、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方についてですが、人為によるヒト受精胚の作成について、まず生殖補助医療が目的の場合は実際に行われています。そして研究目的の場合の作成がどうなのか。これは胚を作るという研究だけではなくて、さらにいろいろな場面に応用されることも含めてということです。研究目的そして、その他の目的があり得るのかどうかということです。

次に、ヒト受精胚の取扱いについてです。ヒト受精胚の存在を前提にしたものですが、生殖補助医療の一環として行われる場合、操作ということがあります。この操作は、3.の で「生殖補助医療の一環として胎内の移植を前提に行われる」、例えば凍結・解凍は実際に行われていますが、着床前診断、核移植等の操作という場合があります。そして、2.の(1)に戻りますが、胎内への移植、他者への提供、長期保存、その他、いろいろ問題があるのではないかと。

次に、3.の の研究の一環として行われる場合、これがあり得ればの話です

が、ES細胞の樹立、核移植、遺伝子操作等、そういう操作があり得るのではないか。それはどうなのか。そして、それを胎内に移植することがあり得るのか、他者への提供、長期保存等のことがあり得るのかということです。そして、その他の目的の場合もあり得るのかということです。

受精胚を滅失するということについての問題。生殖補助医療の中で、余剰胚を滅失する場合の問題。それから、実際研究で使われるとした場合に、その研究の結果として滅失する場合がどうなのか。その他の場合があり得るのかということです。

次にIVですが、ヒト受精胚以外の胚、人クローン胚等の取扱いの在り方についてということで、そのようなヒト受精胚以外の胚を作ること、これはほとんどが研究目的でしょうが、研究目的の場合にどうなのか。また、個体を作るとを目的とした場合、当然、人クローン個体を作るとは現在の日本ではクローン技術規制法で禁止されています。そういう場合もあり得るのか、その他の目的の場合にあり得るのかということです。それらの胚の取扱い。先ほどヒト受精胚でも申し上げましたとおり、操作、他者への提供、長期保存、そして胎内への移植、これは、胚によっては動物へ移植する場合があります。そういう場合がどうなのかということです。そして、胚の滅失についても議論すべきではないかということです。

Vのところでは、ヒト受精胚等の取扱い等の枠組み。ヒト受精胚等の取扱いがあった場合に、どういう制度が必要なのか、そして、いろいろなことをする場合に必要な手続、例えばインフォームド・コンセントとか、IRB（機関内倫理委員会）とか、無償提供等のいろいろな手続を考えなければいけないのではないかということです。

流れとしては、まずは検討すべき範囲をきちんと絞って、ヒト受精胚、そしてヒト受精胚の議論を踏まえて、ヒト胚ということを考えてはということで、現時点で想定される論点メモとして出しました。

資料4からは、議論の仕方の基礎知識、我々の間で共有すべき基礎知識ということで、いろいろな方々からご要望のありましたものについてまとめましたので、それをご説明します。これは、本来は藤本先生にご説明いただきたいのですが、藤本先生が本日ご欠席なので、事務局のほうで説明させていただきます。説明の足りない点等がありましたら、各先生方ないしは厚生省のほうからご指摘をいただきたいと存じます。「ヒト受精胚、胎児について」です。受精胚とか胎児という言葉は、いろいろなところでいろいろな考え方があります。我々の調べました生物学事典では、胚という言葉は受精から出生までの時期全部を指していますし、医学大事典を調べますと、初期胚というのを14日まで、14日から12週までは、胚子とか胎芽という表現をしています。そして12週か

ら胎児という表現をしています。これは南山堂の医学大事典の表現です。クローン技術規制法では、最初の用語の定義のところ、胚という言葉、胎盤の形成を開始する前を胚と言っていて、体内では着床後、胎盤形成後を胎児と定義しています。ES細胞指針、特に特定胚指針では、胚の取扱い可能期間を14日までと規定しています。母体保護法ですが、母体保護法の対象は胎児が母体外で生命を保続できない時期ということで、事務次官通知により、現在、22週までという終点は明示されていますが、始点は明確になっていません。刑法の考え方では、墮胎罪の適用範囲では胎児の発育の程度を問わないということですので、刑法は、通説では一部露出説ですので、一部露出するまでは墮胎罪の適用範囲になります。この場合も始点は明確ではありません。民法の場合には、損害賠償、相続等に限り生まれたものとみなすという規定があります。これもまた始点は明確ではありません。死体解剖保存法では、4カ月以降の死胎は死体に含むという規定がなされています。このように、現在いろいろな考え方があるということです。

その次のページですが、これはヒトの初期胚発生ということで、実際どんな発生をたどるのかということで、1から28までありますが、受精をして1日目、2日目、そして28日目までの形を図式したものです。1日目が受精したところです。この絵では、一つの精子だけが中に胚って、青いのが卵子の核です。そして、一旦一つの精子が入ると、他の精子は入れませんで、外にひげのようにぶら下がっているのは、外で入ろうとして入れない精子です。そして、受精したものを、接合したもので接合子と言います。その接合子が、これは2日目で分裂を始めたところです。この分裂をした細胞は、外側は透明帯というものに包まれています。3日になると、桑実胚と言いまして、外から見たら桑の実のように見えるということです。4日目ぐらいになると、中が空洞になってきます。このころを初期胚盤胞と言います。5日目が、その空洞になった中でも一部分に細胞が集まります。このころを後期胚盤胞と言いまして、全体の球形の膜を栄養膜と言います。そして、6日目ぐらいに着床が始まるということでして、上にあるのが子宮内膜です。この子宮内膜のところに胚盤胞が付きまして、7日のところは、胚盤胞の外側の膜から赤い足みたいなものが伸びている。実は子宮内膜のほうへ組織がどんどん伸びておるところです。これが将来胎盤になるわけですが、8日になりますと、中の細胞の塊がだんだん分化して、その塊の中に、また一つの空間、これは羊膜腔ができます。そして、その羊膜腔の下のところが、二層性の胚盤ということ、これが将来育っていった胎児になっていくところです。そして9日目、10日、11日目と、外の子宮のほうに広がっていき、子宮のほうから栄養をもらういろいろな組織ができていくと同時に、中でも細胞分裂が進んでいきます。11日のところで、真ん中

の胚盤という部分、ここが将来、胎児、人になる部分ですが、それが細胞を分裂していくところです。12、13も、そのような形で子宮の中に入り込んでいく胚盤胞の形で見えています。14日からは胚盤胞の中の胚盤の部分が拡大されて描かれていて、付着茎とあるのが母体と繋がる部分です。そして、胚盤が将来、胎児、人になる細胞の塊ですが、15日あたりで原始線条というものができます。この原始線条とはどういうものかと言いますと、写真がその次のページにあります。この胚盤の部分を90度横にしたものでして、これは実際の写真ですが、左側が実際の写真、それを図にしたものが右側の図で、真ん中の筋が原始線条です。

2ページ目に戻りますが、16日目、17日目と細胞分裂が進みまして、18日のところで丸かったのが、細長い形になっていきます。下に「長さ1.5mm」とありますが、実物大ということです。19日、20日と体節、人間の体は節の構造ができてくる。将来、上の部分が頭になっていくわけですが、このように形が変化していく。22日目は、18から21まで見ているのと90度横の方向から見たものになりますが、22日目ぐらいから心臓の拍動が開始しているということにして、23日目、24日目とどんどん形が変化していき、24日目、25日目は、頭、顔という部分もできてくる。26日目には上肢芽、これは将来、手になるであろうところが、芽のような形でできてきて、27日目、28日目でこのような形になって、28日目、頭からおしりまでの長さが実際の大きさは4mmぐらいになる。このような発生の過程をたどるわけです。

4ページのところに、これは藤本委員からいただきました、本物の写真です。一番上の左が未受精卵です。上の真ん中は、実際に顕微授精をしているところです。左側から吸引して受精卵を掴んでいて、外側を覆っているのが透明帯です。横から針が来ていて、針の中の矢印の先に、もわっとしたものがありませんが、それが一つの精子です。この精子を卵子の中に送り込むことで顕微授精をするわけです。その右の写真が、受精が成立した接合子、卵子と精子がくっついたものですが、この真ん中の丸の中に直径5～6mmぐらいのもので、何かもわっとしたものが中に見えると思います。これが横に2つ並んでいまして、前核というもので、片方が精子から来た核、片方が卵子から来た核です。この2つがきちんとできたということが、受精が成立したということです。受精した卵子が分裂していき、左の下ですが、2細胞期、4細胞期、6細胞期が見えています。その次が胚盤胞で、これは2ページ目の絵で見ますと、初期胚盤胞で4日目の図にあたります。下の左側が、2ページ目では5日目の絵にして、拡大胚盤胞、後期胚盤胞ということで、一方に細胞が集まっているのが見られます。

次に、「検討すべき胚の範囲について」ということで、これは論点メモに近く

なりますが、事務局のほうで整理したものでして、どこかの教科書等に記されているものではありません。事務局の整理ですが、胚を構成している組織の種類、これがヒトか動物かにより胚を分類すると、以下の3つの分類が考えられるのではないかと思います。ヒト由来の組織のみで構成されているもの。これは発生の過程を経てヒトになるということで、具体的には次のページですが、ヒト受精胚は当然ヒトの組織だけでできています。人クローン胚は卵細胞から核を除いて、そこに体細胞を入れたものですが、これもヒトの組織だけでできています。ヒト胚分割胚は、ヒトの正常な受精胚を、例えば4細胞期ぐらいのときに人工的に2つに分割して発生させる、ヒト胚核移植胚は、核を除いた卵子、除核卵にヒト受精胚の初期の核を入れる、これらもヒトだけでできたものです。ヒト集合胚は、ヒト受精胚の中に、違うヒトの体細胞を入れて発生させることができた場合に何ができるかということがありますが、これもヒトだけでできたものです。

その次に、ヒト由来の組織と動物由来の組織が混在する場合があります。ヒト性融合胚は、動物の卵子の核を除いて、それにヒトの体細胞核を入れたもの、ヒト動物交雑胚は、ヒトの卵子と動物の精子を受精させたもの、ヒト性集合胚は、ヒトの受精胚と動物の胚を集合させたもの、動物性集合胚は、動物胚の中にヒトの体細胞を入れたもの、動物性融合胚は、ヒトの卵子の核を除核して、そこにヒトの体細胞の核を入れたものです。このように動物の組織とヒトの組織が混在しているものは、発生の過程を経ることにより、なるかならないかわかりませんが、なるとすればヒトの亜種になり得るものです。

3番目は、動物由来の組織のみで構成されているもので、動物の精子と動物の卵子の受精によって生ずる胚、動物の未受精卵に動物の体細胞、これも実際に牛などで行われていますが、クローン牛などがいます。

次に、資料6です。これは、現在、行われていますし、また議論もされています生殖補助医療についてまとめたものです。まず1ページ目、人工授精です。人工授精というものは、男性の精液を注入器を用いて直接子宮内に注入し、妊娠を図る方法で、精子の濃度が少ないもの、精子無力症、運動する力がない場合等、夫側の精子の異常、性交障害の場合に用いられます。これは精子提供者の種類によって2つに分けられます。1つは配偶者間の人工授精、の図です。

は、非配偶者間人工授精で、提供していただいた他人の精子を妊娠を希望されている女性の中に注入して、妊娠、出産する場合です。

実績としては、厚生省研究班による推計では、人工授精による治療を受けた方が、平成11年2月現在、34万4,800人、それで3万7,800人の子供が生まれています。AID（非配偶者間人工授精）は平成11年の実績ですが、これで子供が221人生まれています。 の場合には夫婦の子として何も

問題なく生まれていますが、 の場合に、実際に221人は治療を受けた夫婦の子供として育てられています。これについては厚労省で検討中ということで、点線で示しています。

次に、体外受精・胚移植は、人為的に卵巣から取り出した卵子を培養器の中で精子と受精させます。この受精については、その一つの方法を先ほど写真でごらんいただきましたが、そして、この右上の図にありますように女性の体から卵子を取ってきます。この卵子を培養して、適切な時期に精子と受精させます。そして受精卵がある程度育ったところで、注入器で子宮の中に戻します。採卵のところですが、上の卵型は卵巣を示していて、月に1回卵巣から卵子が出てきて、その卵巣の左にある手のようなものは卵管采と言いますが、このひだのようなところが出てきた卵子をつかまえて、管の中を卵子が通って子宮へ行く途中で受精をします。この途中で通過障害がある場合には、卵子が精子と出会うことができませんので、この場合、体外受精の適用になるわけです。この場合、精子、卵子、または胚の提供者の種類によっていろいろ分類されています。まず1番目の配偶者間の体外受精は、現在普通に認められています。非配偶者間の体外受精の場合には、黄色い男性と女性は子供を欲しがっている夫婦で、青い服を着ている方が第三者ということで、提供していただいた精子と妻の卵子で受精胚を作って、それを妻の体に入れる。または、卵子を提供していただいて、夫の精子で受精胚を作って、それを希望している女性の体の中に入れて子供を産む。または、全く第三者の卵子・精子で作られた胚、他の方が体外受精された場合の余剰胚があり得るわけですが、理論的には夫婦でも何でもない両性の卵子と精子から作られる胚もあり得るわけですが、そういう場合に提供胚の移植があり得るわけです。精子や卵子、胚を提供していただく体外受精は、現在、日本産科婦人科学会の会告で、この会告に従っている医療機関では禁止されています。

配偶者間体外受精、新鮮胚を用いた体外受精の実績ですが、平成11年度で患者総数2万4,319人で、出生児数が5,870人、累積で3万7,969人です。凍結融解胚、何個か作っておいて、凍結させておいたものを入れるということですが、そういう患者さんが7,542人で、出生児数が1,811人、累積が5,305人ということです。

次に、顕微授精ですが、精子減少症、精子無力症の場合に、通常の体外受精で受精しない場合に行います。卵子の外に透明帯が囲んでいまして、透明帯に穴をあけて精子を入れる方法。また、透明帯の中に針を刺して、そこに精子を入れる方法。卵細胞室の中まで針を入れて精子を入れる方法があります。平成11年の実績では、顕微授精で4,248人の子供さんが生まれています。

その次に代理母、借り腹というのは、子供を欲しいと思っている女性に、妊

娠をする力が欠けていて子供ができない場合、第三者に産んでもらうことです。代理母は、妻の卵子が使用できない場合で、妻に卵子もないし、妊娠することもできない時に、夫の精子を医学的な方法で第三者の子宮に注入して、妻のかわりに妊娠・出産してもらうものです。借り腹とは、夫の精子、妻の卵子は使用できるが、妻が妊娠できない時、その夫婦の精子と卵子を体外受精して、第三者に移植して、産んでもらうということで、遺伝的には、子供は、子供を欲しがっている黄色の夫婦の双方の遺伝要素を持ちます。

次の資料7は、胚の作成・操作です。ここで紹介する技術は、動物実験等の状況を踏まえた可能性も含めて列挙してありますので、すべてがヒト受精胚等に行われているものではないことをご了承ください。分割というのは、1つの胚、この場合は4細胞期の段階で2つに分けて、それがまた発生していくというものです。核移植は、体細胞の核を移植する場合は、いわゆるクローンの作り方ですが、体細胞を一つ取り出して、未受精卵の核を除いた卵子の中に入れます。卵子は、その生物にとって生涯の中で一番大きい細胞でして、他の体の細胞よりはるかに大きく、体細胞のまま入れます。そして、外から電気的刺激を与えて、体細胞の外の細胞膜を壊して、卵の中に核が入ります。胚の細胞の核を移植するのも、核を除いた未受精卵に、胚の段階の細胞を入れて、同じように電気的刺激で外の膜を壊して細胞を融合します。

次に、集合胚ですが、初期の胚と胚性細胞の塊は、裸ではなくて透明帯という厚い膜に囲まれています。その中に、ES細胞や他の体細胞などを送り込んで、透明帯の中の細胞と合わせるのが集合という技術です。

着床前診断とは、先ほどの受精胚、2つ、4つ、6つ、8つの割球になりましたものの中から1つの細胞だけを取り出して、その細胞の遺伝子を検査することです。残りの細胞は、初期のころであれば、きちんと発生していくということですので、1つ抜き出した細胞で検査をして、その検査結果に従って胎内への移植を判断するということが着床前診断です。

次はES細胞の樹立ですが、胚盤胞は細胞の塊ですが、細胞と細胞がくっつき合っているわけですが、それを切り離す酵素トリプシン等を入れて、細胞が一つ一つに分かれる。その分かれた細胞を取り出して培養すると、その一つ一つの細胞からES細胞ができてくるということです。

凍結・融解は、受精胚を凍結するときにはマイナス196度の液体窒素中に入れる。そして、それを常温に戻して融解すると、それがちゃんと分裂できるということです。

次に、遺伝子操作は、受精卵の核のところ、図では螺旋で示した遺伝子を入れていますが、外から、例えば髪を黒くする遺伝情報に対応するDNAだけを入れてやると、自然に核の中に取り込まれて、その遺伝情報を持った赤ちゃん

ができるということです。

最後は資料 8 の「ヒト胚の研究利用に関する諸外国の規制の状況」です。まず、英国では、ヒト受精・胚研究法という平成 2 年にできた法律により、生殖医療及びヒト胚の取扱いについて規制がされています。研究目的については、その目的を限定した許可制になっています。本年 11 月にトピックがありまして、これはヒト受精・胚研究法ということで、体細胞の核移植で作成された人クローン胚は受精胚でないことから、ヒト受精・胚研究法の規制対象に当たらないという判決が出てしまいました。イタリアのよく騒がせてくれる産婦人科の医師が「それでは、イギリスでクローン人間を作ろう」と言ったために、イギリス政府は Human Reproductive Cloning Bill、人クローン禁止法案をすぐに提出して、すぐに可決してクローン禁止法を作ったということです。

フランスは、生命倫理法で、生殖医療及びヒト胚の取扱いの規制を含め生命倫理全体について規定するということで、人の優越性の保障、尊厳へのあらゆる侵害の禁止及び人の生命の始まりから尊重することを保障ということで、こういう文章上の表現になっています。種の完全性の侵害、優生学的操作を禁止、研究目的のヒト胚作成、ヒト胚の研究を禁止、胚を傷つけない試験研究に限り例外的に許可するとしています。そして、人クローン胚の作成、個体作成については法律の解釈上で禁止しているということです。

ドイツは、平成 2 年にできた胚保護法がありますが、生殖医療及びヒト胚の取扱いについて規制、研究目的のヒト胚の作成、ヒト胚を用いた研究は禁止、人クローン胚、キメラ胚、ハイブリッド胚の作成やそれらの個体を作ることについても明示的に禁止しています。

米国では、ヒト胚一般に関する政府レベルの規制はありませんが、研究目的のヒト胚の作成、ヒト胚を用いた研究に関し、連邦政府の資金の提供はしていません。アメリカの場合には、原則自由の国ですので、規制をする場合には連邦政府資金の提供の規制いかんということになります。人クローン個体作成禁止に関する法案は平成 9 年に出されておりますが、廃案になっています。FDA は、安全性から許可しない方針だと聞いています。本年 7 月、今年いろいろな事件がありまして、人クローン胚の作成及び人クローン個体生成を禁止する法律が下院を通過していますが、上院での議論は来会期に持ち越しになっています。ヒト ES 細胞についてですが、大統領は、細胞の樹立については認めないが、既に存在するヒト ES 細胞の使用研究に限定しては公的助成を認めることを発表しました。そして、生命倫理の問題を重視して、生命倫理問題に関して大統領に助言を行う「生命倫理に関する大統領委員会」を本年中に作ったばかりです。

以上です。

(井村会長) ありがとうございます。いろいろ詳しく調べていただいた結果を報告していただきましたが、若干追加しますと、最近フランスで生命科学の研究機関の代表者会合がありまして、幹細胞の研究について議論になったそうです。イギリスの場合には、今説明したとおり従来の法律では禁止できないということになって、急遽、新しい法律を作っています。イギリスの場合には、体細胞核移植による人クローン胚からES細胞を作ることも認めているわけですが、現実にはまだガイドラインができていなくて行われていません。許可制になっているわけです。フランスは、現在のところヒトES細胞の作成を禁止していますが、来年の議会で承認を図る予定であるということでした。現在は、輸入した細胞を用いて研究することを認めようという方向のようです。ドイツは、まだ輸入も認めていないという状況のようです。カナダはモラトリアムの状況ですが、現在、検討を行っていて、胚性幹細胞の研究を認める方向であるという報告を最近いただきました。

それでは、全体を通じまして、これからどういうことを議論していったら良いのかということを中心にご意見をいただきたいと思います。先ほどの資料3に基づきまして、どういう議論が必要か、どうぞご自由にご意見をいただきたいと思います。どなたからでも、どんな問題でも結構です。

もう一つは、資料2の2枚目にヒアリングをしていきたいということで、ヒアリングの課題として幾つか挙げていますが、これについてもご意見を伺いたいと思います。研究の現状とか、外国の状況、外国も揺れ動いていますので、先ほどからの報告のように刻々変わっていくかもしれません、現状を聴きたいと思います。既に藤本委員からは生殖医療の現場からの報告を1点いただいています、さらに聞くべきかどうか。それから、法律や倫理とか、そういう分野の方からのご意見、宗教、文化人類学の方からの我が国の特に伝統的な考え方について伺う。それ以外に一般の方のご意見を聞く。こういう案を出していますが、これについてもご意見を伺いたいと思います。

(鷲田委員) 表題、テーマのことですが、「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」と書かれてありますが、これは二様に取れると思います。人の生命の萌芽としてあるヒト受精胚を私たちはどのように取り扱うのか、その方針をめぐる問題なのか、あるいは、ヒト受精胚を私たちはどういう意味で人の生命の萌芽としてみなしつつ取り扱っていくのかという、少しニュアンスが違うという感じがします。「の」で全部つないでありますから、どちらに当たるのか私にはわかりにくいのですが。

(井村会長)事務局から答えてほしいのですが、これは法律の言葉から持ってきたのですか。

(事務局)はい。これは法律の条文そのまま、法律の中にも点がありません。お配りしてあります資料の、クローン技術規制法については、第2条に、「政府は、この法律の施行後3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ」それをそのまま引用していき、これの中に点がありませんので、我々はこの書き方をせざるを得ません。

(井村会長)ヒト受精胚は人の生命の萌芽であると考えて、その取扱いをどのようにするかという意味だろうと思います。

(鷲田委員)それならば結構です。要するに人の生命の萌芽であるという前提ですね。

(位田委員)その点ですが、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」という科学技術会議時代のヒト胚研究小委員会の報告がありますが、その8ページに、ヒト胚の位置づけというところがありまして、その第2段落に、「ヒト胚は人の生命の萌芽としての意味を持ち」と表現されています。ここを取り出してクローン技術規制法を作るときには、今、参事官の言われたような表現になったと記憶しています。私も若干、表題が気になっていましたので、資料3のIの一番最初の「人の生命の萌芽として」という視点というところで、これまでクローン技術なりヒト胚の基本的考え方なりについて議論してきたことをもう一度確認することが必要ではないかなと思っています。そういう意味では、この前提の検討範囲のところでもどのように考えるかというのを出していただいたのは非常に良かったと思っています。

人の生命の萌芽としてというこの議論は、ヒトES細胞の樹立を認めるかということも前提としてヒト胚小委員会で議論しましたので、それがヒト受精胚全体について、人の生命の萌芽として考えるというところまで完全に一般化はしていなかった、そこまで広げて検討した結果、「人の生命の萌芽として」という表現になったわけではなかったと記憶していますので、その辺、もう一度考え直す必要があるのではないかと。

全体として、資料3の論点メモについては非常にうまく整理されてありますので、これらの点を、それぞれ検討していく必要があると思いますが、最後のVのところ「ヒト受精胚等の取扱い等の枠組みについて」というところで、

制度の枠組みとか必要な手続についてというのは、もしヒト受精胚を研究に取り扱うことが認められるとすればという前提だと思います。もし認められないとしたら、この問題は考える必要がないということになると思いますので、IからIVまでと、このVとは少し次元が違うのではないかと考えています。ただ、実際に議論されるときには、もし認めるとすれば、同意が必要なのかどうか、無償提供かという、ある意味では実質的な要件の議論もかみ合わせながら一緒に考えていく必要があると思います。IRBなど、どういう制度を作るとかというのは、手続的な要件だと思いますので、後回しにして議論したほうが良いと思います。

資料2の2ページ目のヒアリング事項についてですが、もし可能であればつけ加えていただきたいと思う点が幾つかあります。1つは、「ヒト胚に関する規制の外国の状況について」というところで、先ほど参事官から幾つか主要な国についての状況を説明していただきましたし、井村会長からも補足していただきましたが、それ以外にも、ユネスコとかWHO等の国際機関の議論の状況、さらに、国際的な学会もしくは団体、例えば世界医師会、CIOMSなど、そういう世界的な団体がありますので、そこでどういう議論がなされているか。議論がない場合ももちろんあるかと思いますが、もしわかればそれをご報告いただければと思います。ここには挙がっていませんが、考えをお聞かせいただきたい方々として、一般の女性の立場をお聞きしたいと思います。これは多分、

印の一番最後の「本問題に関する国民の考え方について」というところに入るかと思いますが、宗教関係者、患者団体、マスコミ等ということで、それに加えて女性というのも入れていただきたいと思います。

それからあともう一点、関係する文部科学省、厚生労働省、経済産業省等でヒト胚についてどのように取り扱われてきたのか、もしくは今後取り扱われようとしているか、お聞かせいただきたいと思います。厚生労働省が特に直接関係すると思いますが、研究という点で文部科学省、それから経済産業省、特に今問題になっているというわけではないと思いますが、気になっていますのは、WTO絡みで貿易自由化ということで、例えばヒト胚なりES細胞を輸入もしくは輸出するという時に、生命倫理でバリアを作ると自由貿易原則に反する可能性があるのでは、そのあたりをどうするかという問題です。もう一つ、直接ヒト胚そのものに関わるわけではありませんが、特許等との関係で、TRIPSの枠内でこういう問題が起きるかどうかが、そういうところでももし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

(井村会長) 厚生労働省は、現在、生殖医療について検討中ですね。これは来年の最初のこの会議で、実はその検討状況を報告していただこうと思っています。

す。文部科学省は今、ヒト胚については特に議論していませんか。

(文科省) 今、議論はしていませんが、ES細胞の申請の審査をしています。

(井村会長) 両方ですか。樹立と使用と。

(文科省) 正確には今、使用の申請が出ています。

(井村会長) そうですか。経済産業省の方は。

(経済省) 今お話にありましたWTOとかTRIPSの関係については、直接には、具体的には来ていませんが、ヒアリングの中で取り上げていただければと思っています。

(井村会長) そうですか。それでは、またそのときをお願いをすることにしたいと思います。

(西川委員) どういうことを議論するかという場合に、もう一つ、反対の立場の理由を私はもう少しクリアにお聞きしたい。モデル的なケースで申し上げますと、例えばある治療を受けたいという患者さんがいて、そういう治療をしようという医師団があって、それを今の世の中で実現しようとする、ディスクロージャーと、説明責任、インフォームド・コンセントが行われた上で提供者が集まってくるという一つの自然発生的なゾーンが形成されるわけです。ブッシュ大統領や上院もそうですが、原則自由なところで、それを認めないという議論をするわけです。やりたいという一つのゾーンがあって、それをしてはいけないという一つのクレームが来て、それを議論して、最終的にその場合は法律という形での拘束力をもって、それを禁止するわけですね。そういう場合、ゾーンに対して、なぜだめであるかという理由をクリアにする必要があります。今まで議論してきた中で、まだはっきりしないので、そこの辺を一度ゆっくり時間をかけて各委員の話をお聞きしたい。

それから、先ほど井村先生が言われたことの若干の訂正ですが、ドイツは、11月30日に、もともと5月から持ち越しになっていたバイオエティクラーションというのが行われて、12対8で、少なくともES細胞の輸入は良いとしました。エーティク・ラーションの方はそうだったのですが、それを政府が認めるかどうか分からない。

(石井(紫)議員) エーティク・ラートがオーケーを出したが、それに基づいて法律上許可するかどうかは、まだこれからということで、ブンデスタークは意見が割れている状況だと思います。

(位田委員) 2日か3日ほど前に聞いてきた情報ですが、議会のほうの委員会の議論がストップしているそうです。年が明けてからもう一度ということです。他方、どこの省の管轄かというのは聞き忘れましたが、ドイツの国家の科学技術倫理委員会というのがまた別にあります、ドイツは議会の倫理委員会と行政の方の倫理委員会と両方あって、そちらは議論中であると聞きました。

(石井(紫)議員) 私が理解している限りでは、最初に西川先生が言われたのは、ES細胞の問題に限って臨時に設けられた懇談会のようなものだろうと思いますが、メンバーが30人いて、採決の日には8人欠席し、賛成14、反対8だったという、非常に微妙な状況がありました。22人出席したうちの14と見るか、30のうちの14と見るのか、ということだと思います。講演の約束があって、とても断り切れないから欠席をしたと言い訳をしている有名教授の話が「シュピーゲル」に出ていましたが、採決の日に大変みんなが注目したということのようです。

(井村会長) 今、ヒトES細胞の輸入の問題が、既に申請されているということですが、これについて11月の終わりの第5回国際研究機関代表者会合に京都大学の本庶教授が出席されて、その報告を受けました。そこで一つ問題になったことは、ヒトES細胞というのが、現在、既にたさくんの株が作られているが、十分な標準化ができていないことが問題になっていて、イギリスでは、ナショナル・トランスフュージョン・センターを中心にして、ナショナル・バイオロジカル・スタンダードを設けようとしています。アメリカは、ご承知のように民間は作ってもいいわけです。作ったものは政府のお金を使って研究しても良いという、極めて現実的な解決をしていますが、やはりそこで問題になっていることは、スタンダードがないということです。どういう条件で作られたものかよくわからない。また、使う人は、一定のトレーニングが必要であるのに、それがなされていないが、それをどうするのかということが議論になったとの報告を受けました。今回の議論とは直接関係ありませんが、ヒトES細胞について現在そのように動きつつありますが、慎重にいろいろなことをやらなければならないという考え方にみんな立っているようです。

(勝木委員) 先ほど鷺田先生と位田先生が発言された、「人の生命の萌芽として」

という観点ですが、位田先生が先ほど説明してくださったので、つけ加えることはありませんが、もう一度確認しておく必要があると思います。と申しますのは、「人の生命の萌芽として」という表現は、あくまでこの議論の前提として取り上げるには、まだ議論が尽くされていないと思います。これが出てきた背景は、ES細胞をヒトの胚から作ることにに関して、新しい胚を作るわけではなくて、余剰胚から作ること。余剰胚が廃棄されるという状況であれば、ES細胞に変化させることを認めようという議論の筋道で来ました。そのときに、廃棄されるものとはいえ、ヒト胚というものが包括的に見たときに人ではないのかという議論が起こって、もし人であるとすると、現実に埋葬されないで捨てられているものが人であるという定義にしてしまうと、ES細胞にすることもまたできないということでした。ES細胞に関して言えば「人の生命の萌芽としよう」という議論でここに書き込まれたという筋書きです。ヒト胚についての定義を目的によって変えることは大変不見識な話だと私はと思いますが、現実に臓器移植の場合と同じように、ヒト胚の定義は、現状では2つあるとみなしたほうが良いと思うので、もう一度そこは前提としないで、一つは議論と、もう一つはどのように見るかという観点、それを十分納得するまで話すのが重要ではないかと思います。

具体的な一つずつの事象は、具体的な問題としてやるべきことは当然ですが、わざわざヒト胚の包括的な議論をしようというのは、今までは少なくとも具体的なものについて一つずつやってきたわけです。その前提となる、公聴会を開いたり、有識者の意見を聞いたりすることは、現実に当面する問題についてばかりに注目するよりは、これを文化的背景として我々がどう理解すべきかということの上で、具体的な問題に対するというのがこの目的ではないかと思えます。私も、もし何か説明しようというときには努力しますが、あまり議論を小さくしないという前提でしたほうが良いと思います。

(位田会長代理) ありがとうございます。会議の冒頭で井村会長が言われたように中座されましたので、私が代わって座長を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いします。

(西川委員) 勝木先生に確認しておきたいのですが、結局、それぞれがヒト胚、例えば受精卵でも胚盤胞でもいいですが、それについてどのように考えているか、説明をまじえてプレゼントできると思いますが、その後、何について議論をすべきなのかという、より具体的な問題について若干教えていただきたい。

(勝木委員) ここに出ているようなことが具体的なものになると思っています。

例えば生殖医療についてどう見るのか。私はここでも何遍も申し上げているように、はっきりした考えを持っているものですから、もちろんそれはこの議論の深まりの中で変わり得るものだと思いますが、この問題が生じたのは、ヒト胚に対する体外での操作が現実になってきたことが最大のポイントだと思っています。それをどのように使うかということは、体外に出して、医療に使える可能性があるというふうに言うべきだと思います。操作することそのものについて、結果としてどういうものがあるか、それをどう考えるかということは、一つのトピックとして、全体にかかってくる問題であろうと思います。具体的にはこの中に含まれていることだと思います。

(西川委員) 私もそれでいいと思いますが、実際には議論の問題で、とりあえず始めて、操作に対してそれぞれの考え方、幾つかの例を挙げざるを得ないと思います。それを述べて、そこからどうするのかということを知っているわけです。いろいろな考え方が出て、それでおしまいと。今までもそういうところがありました。

(勝木委員) 私は、今まで操作というところは、新しい生殖の方法だと思っています。その生殖の方法にかかわらず、生まれてくる子はどのようなものであるか、社会的な意味でどのようなものであるかというのは若干議論が進んでいるようですが、そういう捉え方はされていなかったと思います。現実には、なし崩し的に進んできた現実があって、それをもう一度、生物としての人間の長い歴史の中で初めて提示する新しい技術と方法というものについて、生まれてくる子供は、自然に生まれた子と一緒に見られる、あるいは見なくてはいけないという事態の中で、その子供がもしかしたら自然とは違うステータスになっているという問題はある得ると思います。ですから、これは自然と同じですという説明は必ずしも正確ではないことなので、そこが前提となってどうするかといえば、私は、指針なり法律なりで、場合によってはやめる方向もあり得ると思います。私はそういうのを作るのはあまり賛成ではありませんが。

(位田会長代理) 今の議論は、中身の議論になってしまうと思いますので、今回は資料2と3のスケジュール、それからヒアリング事項、論点、そのあたりに限定をして議論していただきたいと思います。

(西川委員) 私は、ずっとこの10回の感覚で、最終的に絶対的な着地点がある。勝木先生の今のニュアンスだと、科学的にきちっと調査して、科学的なデータに基づいて、例えば問題児が多いということになればやめましょうという

ような場合は、そういうことを目指されるのか。今こういう問題だけを議論すると、最終的には、それぞれ違う考え方がいろいろありますねという話になるので、その後どうするのかという問題をイメージしておく必要があると思います。確かに一個ずつについて、それぞれの意見を私も聞かし、勝木先生の意見も、島藺先生の意見も大体解るような付合いになってきているわけです。その後の話のイメージが、まだ私としても明らかでないので、どういう形で時間を使っていくかという問題を是非まとめていただきたい。

(位田会長代理) 私の意見ですが、具体的な方向を考えながらというのは、この議論のやり方ではないと思っています。というのは、これまでヒトの受精胚の取扱い方、もしくはヒト受精胚に準じたその他の胚の取扱い方について、全体として議論をしたことはないので、結論的にどういう方向に行くか、例えば受精胚を研究に使うことを認めるか認めないか、統一した答えにはなりにくいと思います。それを想定するよりも、一体どのような意見があるのか、どういう考え方があるのかを明らかにして、どのあたりまで合意ができるか、もしくは合意ができないところがどこなのかを明らかにするのが、第一の目的であると思います。最終的にはヒト受精胚を研究に使うかどうかということを、ある程度方向づけしないといけないと思いますが、その考え方を明らかにしないことには結論は出せないと思います。

西川委員が言われたように、いろいろな人がいろいろな考え方を持っている。実はどういう人がどういう考え方を持っているかというのが、今まで必ずしも明らかにされていなかったもので、そこを明らかにしましょう。特にこの生命倫理専門調査会の議論は公開されていますし、インターネットでも議事録は全部読めるわけですから、そういう形で国民に示すことによって、ヒト受精胚の位置づけについて国民の考え方を吸い上げて、かつ我々の考え方の理解を求めるプロセスだと思っています。何回も会合をしていると、当然大体の考え方は分かると思いますが、できるだけ仲間うちの理解という形ではなくて、賛成であれ反対であれ、いろいろな意見を出していただきたいと思っています。今後ヒアリングをする中でさまざまな考え方が出てくると思いますし、それを土台にして、このスケジュールで言えば3番目の基本的考え方の取りまとめという段階で、先ほど、西川先生と勝木先生の間で交わされたような議論がもっと深まっていくのだろうと私は理解しています。

(島藺委員) 周到的な資料を準備してくださり、見通しが立ってうれしいと思いますが、先ほどの「人の生命の萌芽」という言葉が何でここへ出てきているのかということとも関係して、全体として何をやろうとしているかがうまく

言葉にできていないという印象を持ちます。「人の生命の萌芽として」という言葉なしで、これから1年数カ月かけて何をやろうとしているのかを、今日はっきりさせたらどうかと思います。例えばヒト胚の取扱いとなっていたり、ヒト胚、受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いとなったりするわけですが、科学技術が発展して、医療の展開があって、新たな問題が生じてきた。その問題は何かという、そこを国民に分かるような言葉で言う必要があると思います。それと関係して、別添のヒアリング事項の例ですが、ここで取り上げようとしている問題に応じて、一体何を考えなければならないのかがもう少し論理的に並べられたらいいのではないかと。特に社会・文化科学系の方向から言うと、資料2の2ページの下から3つ目と2つ目の が、社会科学、人文科学系の分野に関わってくるわけですが、この言葉も、問題が何であるかに応じて、もう少し広く、この2つのでいいのかどうかということも含めて、少し議論ができると良いという気がします。

(石井(紫)議員) 勝木先生に質問したいのですが、それから今の島園先生のご発言の最初の部分にも関係がありますが、「人の生命の萌芽として」という性格規定あるいは見方というものが、「ES細胞を作るに当たって、それが廃棄されるべき運命にあるものに限って」ということで、目的と対象の2点で限定された了解であり、そこから先はまだ白紙ですよと言うのが、勝木先生のご意見だと思し、島園先生ももう少し幅広く議論すべきということだと思いますが、その場合に、その前提は、廃棄されるべきものであるということが決定的なのか。何のために使用するのかという目的についても、ES細胞の樹立のみを当面認めたのであって、それを操作することについては、「人の生命の萌芽として」という視点で今後も議論をしなければならないということか、どちらでしょうか。

(勝木委員) 明快に仰って下さいましたが、私もそのように思っていて、余剰胚という概念は、明らかに廃棄という言葉とカップルしているわけです。明確に規定されていることは、余剰胚を使うということで、研究のために新しい胚を作らない、あるいはブッシュ大統領のように、予め破壊することが決まっている胚を作るとは、はっきりだめだと言っているわけです。明らかに余剰胚がキーワードであり、その余剰胚ができるのは、廃棄という意味があるということです。今度は全然違う尺度で見たときに、利用価値が非常に高いということがあって、そのときには、廃棄の条件が人を殺すことだと解釈されては困るので、それにカップルしての話だと私は理解しています。

(石井(紫)議員) 廃棄されるべき余剰胚を使って何をするか。ES細胞の場合には、個体にはならない、少なくとも試験管内ではそういうことは起きないということで認めました。つまり、胚ではなくなるという理解をして良いのでしょうか。その廃棄されるべきものに何か操作を加えて何かをするという点はどのようなのでしょうか。

(勝木委員) 私の理解では、ES細胞に限って議論されていますので、その後のことで私の意見を申してよければ、それはまだ議論もされていませんし、私の意見は反対です。それ以外の括弧付きの場合は、まだ人だということで議論をしていくべきだと思います。

(位田会長代理) 今の勝木先生のご意見に若干補足したいのですが、「人の生命の萌芽」と言ったのはES細胞に限定されていると思いますが、それ以外の人間として扱うかどうかということについても、議論は実はしていないので、最後の部分はとりあえずおっしゃるとおりだと思います。

他にご意見いかがでしょうか。論点メモ及びヒアリングの事項等について、こういうものも含めたい、もしくはこれは必要ではないのではないかというような意見等々、もしあればお出しただければと思います。

(石井(紫)議員) 例えば着床前診断のような、別のことを「操作する」ということの中に含めていると思います。

(勝木委員) 着床前診断については、急に聞かれても分かりませんが、その線には乗っていないと思います。なぜならば、着床前診断の前提は、そこから健康な子供が産めるかどうかという視点ですので、あくまで個体に発生させるということが前提になっていますので、廃棄して余剰胚という状態には絶対に到達しない操作だと思います。

(石井(紫)議員) 選別の要素は問題になりませんか。

(勝木委員) 着床前診断をどうするかという話は、また別に議論にすべきだと思います。この間から申し上げているように、この技術の本質は選別だと思いますので、体外に出た瞬間から、そのことが一番重要だと思っています。

(経済省) 位田委員が言われた特許の話や貿易の話とも若干関係しますが、経済省の検討ないしは検討予定の事項として、個人遺伝情報の保護及びその扱い

について、特に産業化される視点、その可能性、その場合の問題点等について内々に勉強しています。その際に、経済的価値を、例えば遺伝子、人の個体、試料などに、どこまで持たせ得るのか、また持たせるべきでないのかという根本的な倫理的側面も含んだところにどうしてもぶつかるところがあります。1ページの1.の「その他の目的の場合」では、産業への利用は明示されていませんが、是非そういう視点も念頭に置いていただきながら、特に研究がうまくいった時にベンチャービジネスを始めようとした人が、それをやって良いのか悪いのかということに即結びついて行き得る話だと思います。産業化の時と研究の時で論理が違っていいのかどうか、ないしは首尾一貫して整合性がとれていなければいけないものなのか。もし後者だとすれば、産業化でも説明がつく形で、例えば常に無償でなければいけないとなったら、無償も産業化では通用しなければいけない理論かもしれないですし、そういうこともぜひ視点も念頭に置いていただきたいと思います。

(位田会長代理) 経済的価値については、どこかの時点で経済産業省の検討の結果、中間報告かもしれませんが、お伺いできればと思っています。

先ほどのドイツの議論の紹介ですが、ドイツの科学技術倫理委員会の委員長のお話では、EUはWTO以上に完全に市場が一つになりますので、ES細胞をイギリスで作る、もしくはクローン胚をイギリスで作ったものをドイツに輸入をするというときに、ドイツが規制をしてしまうと、自由貿易の原則に完全に対立するので、非常に難しい問題が控えているということでした。

(島蘭委員) 今回のことの私の理解している趣旨は、例えばヒアリング事項の中に、ヒト受精胚の操作・研究・利用から帰結するであろう様々な社会的問題の検討も入れたほうがいいのではないだろうか。「ヒト胚に関する規制の在り方」というところに全部入っているような気がしまして、そこをもう少し分節化して、幾つかの項目に分けていただいたほうが良いと思います。

先ほど西川先生が言われた、アメリカではとにかく、まずは研究は自由で、求める人と、それに応じる研究者がいれば、そこから始まるということですが、そういう研究の自由をどのように考えるのか。これは各国によって違うわけですが、日本としてそういう問題において、人の命にかかわる研究をどう考えるのか。社会的な合意を優先するのか、それとも個人の自由を優先して考えるのかという大きな問題もあると思います。これもぜひ取り上げるべき根本的な問題だと思いますので、このリストの中からも少し分かるようにお願いします。資料2を見ながら私は話していますが、資料3にもそういうことがもう少し書かれても良いという気もいたします。

(位田会長代理) 島蘭委員の言われた社会的合意と個人の自由のいずれを優先するかということは、正面から議論し始めると、極めて大きな問題ですので、ヒト受精卵という枠組みの中で、そういうことに触れるということでご了解いただければと思います。あまり広げ過ぎると、いくら時間があっても足りないことになると思いますので、前提段階でそういうご議論をひと当たりしていただく必要はあると思いますが、あまりそこだけに議論が集中しないようにしていきたいと思います。

(垣添委員) この話は、生殖補助医療から生ずる廃棄が想定されている余剰胚の存在が出発点になるかと思いますが、その場合に、その余剰胚を研究的に操作するとき、一つの考え方としては、「単なる細胞の塊である」という見方と、もう一つは、「人の生命の萌芽としての存在である」として特別な扱いをすべきだという議論があるわけです。これまでこの検討会に参加し、議論をお聞きしていて、どうしてもイメージとして掴めないのは、もし研究的に使うという方向性が出てきたときに、人の生命の萌芽として、そういうことを念頭に置きながら研究をするということは一体どういうことなのか。もしその辺のことをどなたかお聞かせいただければ大変ありがたいと思います。

(西川委員) 垣添先生も研究する側ですが、私自身の理解では、先ほど島蘭先生が言われた、個人の自由を優先するかどうかという問題に結局は係ってきて、それに対する回答はテクニカルにしかないと思います。そのときに、どうするかという問題で、今まで、例えば医学は、その認識すらなしに、基本的には個人の自由の追求に邁進してしまっただけです。一方、それを認識した段階で、他人の関心という問題を考えて、その上で自分の主体性を実現していくというやり方を考えていくことが重要であって、なおかつ、例えば医学部の学生、あるいは理学部のこういう研究をする人に伝えていくべき問題であると思います。最終的な答えは私もないと思います。しかし、その認識がまず一番重要で、そのために今あるのは、ディスクロージャーと説明、インフォームド・コンセントしかないと思います。それ以外にもう少しテクニカルな解決は、先ほど申し上げたゾーニングというものはあります。しかし、この問題は、位田先生が奇しくも悟られたように、これを議論し始めると、18世紀以来の哲学の最大問題なので、具体的な問題についてどういう関心事について、自由を獲得したいと思う人が答えるかという問題として捉えたら良いと思っています。

(位田会長代理) 私の名前を出されたので、私の意見を申し上げたいと思いま

すが、18世紀であるかどうかは別として、具体的なものだけを考え始めると、例えばES細胞ではどうだ、着床前診断ではどうだという話になって、結局は、まさに西川先生が指摘されたようにテクニカルな話にしかならないと思います。私は、日本の社会というのは、まず社会的合意があって、その中で個人の自由があるという理解をしていますから、そこは西川先生の立場と私は違うと思いますが、そういう社会的合意が必要だという立場からすると、社会的合意を得るためにはどういうことを議論したらいいかということだと思います。それが18世紀に遡っても私は構わないと思っていますので、もちろん18世紀に遡って毎日議論しようというつもりは全くありませんが、18世紀ではどうだった、19世紀ではどうだった、では20世紀ではどうかという考え方はあり得ると思います。そういう意味で、伝統的な考え方についてというのがヒアリング事項の例にも挙がっていますし、歴史的にこういう考え方が出てきたということは、専門調査会だけの議論ということではなくて、これを国民にも理解していただかないと、ヒト胚の取扱い、もしくは取り扱って良いかどうかという問題は議論ができないと思います。少なくとも日本としての方向性は出せないと思うので、幅広に議論を始めて、ある程度ヒト胚はこのように考えましょうということが出てきたときに、では具体的にこれはどうですかという議論に進むのはいいと思いますが、最初から具体的にこれはどうか、あれはどうかという話になると、まさに最初に個人の自由ありきで、それはアメリカ型だと私は思います。しかし、日本の社会がアメリカ型かどうかという議論は、その前に必要だろうと思います。そこは議論しようと思いませんが、私は18世紀からの議論を避けようという立場に立っているわけではありません。悟ってはいませんが、避けようと思っているわけではありません。

(垣添委員) 研究者の自由の問題には立ち入りませんが、先ほど西川先生のお答えは、私は非常によく納得できます。私どもがこれまで医療の世界で、例えば患者さんから無断で手術材料を病理検査した後、研究目的に使わせていただくとか、あるいは余剰血液とか、いろいろな生体試料を研究に使わせていただくというのは、ほとんど研究者が自由にやってきた。でも、もう時代はそういうことではなくなったということで、説明をし、了解をいただいて研究を進めていく時代になってきました。先ほど西川先生が言われた情報開示とインフォームド・コンセントに基づいて研究を進めていく時代になってきた。そういう観点からすると、まさしく対象がヒト受精胚をどう扱うかということですが、考え方は同じだと考えれば、私はよく理解できました。ありがとうございます。

(勝木委員) ヒト胚を使って研究をするのは、私は人体実験との関係があると

思います。今までは研究に対して、ヒトを対象とする、つまり因果関係を調べる、メカニズムを調べるときにヒトの個体を扱ってこなかった。それはア prioriにそういうものであったわけです。あるいは医療倫理としても使ってこなかったわけです。私はそう思っているわけです。その結果として、動物実験をやるのが一方で学問としては進んできた。現代になると、それが種を越えられない壁があるからヒトを使わなくてはいけないということが主張されて、再生医療のところにもこれを使うという話が出てきているのだと思います。ですから、研究材料としての人体の問題をどう考えるかということが非常に重要な要素として入っているので、ヒトの胚を人体と見るのか、人の萌芽と見るのかというのは、大変重要な、お医者さんに考えていただくべきテーマだと私は思っています。

(西川委員) 誤解があるみたいなのですが、人体実験はしなかったわけではなくて、基本的に医学の歴史は、動物と人間を結びつけることの方がずっと後であって、人体実験をちゃんとやってきた歴史だと思います。輸血を見てもらったら一番分かると思います。今でもそうですし、あらゆるところで人体を使った研究、亡くなってからの部分も含めて、ずっと行われているので、勝木先生の言われる人体実験が、どのように定義されているのか、生物学的な興味だけで人体実験をしないというイメージでしょうか。

(勝木委員) 例えば治験があります。偽薬を与えてどうこうすることは、治験の中でしょうが、そういうものを人体実験と言えば人体実験なので、そういうことを言われているのだと思いますが、そうではなくて、基本的なメカニズムを調べるとか、何かを感染させて病気になるというようなものは明らかに人体実験として、私の定義する人体実験として今まではやられてこなかったわけです。

(西川委員) やられてこなかったというのは、多分間違いで、例えば一番有名な胃の機能を研究するので、事故で胃に穴があいた方がたまたまおられて。

(勝木委員) でも、穴を開けないでしょう。

(西川委員) もちろん開けません。しかし、それをいろいろなものを食べさせて、ずっと調べていくわけです。そういう生理学的な実験は行われてきています。ですから、人体実験というのは、興味のために行われなかったということはない。ただし、それをやっていいかどうかは議論したらいいと思います。今

までなくて、これからやるような感覚で考えられるのは、間違いではないか。

(勝木委員)それはどちらでも良いのですが、西川先生がそういうご説明であれば、私は非常にびっくりするばかりです。

(位田会長代理)今のお話は、資料3の前提の「人の生命の萌芽として」という視点そのものに関わっていると思いますので、実質的な議論は、またそのときにしていただきたいと思います。今回の議論は、論点とヒアリング事項にできるだけ限っていただきたいと思います。

(田中委員)西川先生が言われたことに関係しますが、ディスクロージャーとインフォームド・コンセントがあれば、やって良い問題と、仮にそれらがあっても、やったらだめだという前提の問題があり、後者のほうに、むしろ関心があると思います。今まで、ディスクロージャーとインフォームド・コンセントなしにこっそりやっていて、認識しなかったという問題があることは事実ですが、これからの検討の仕方としては、やっていいことについては当然これが要るわけですし、仮にそういうことが保障されても、やったらだめなのは何かという話の方が肝心ですので、少し話がずれているという感じがしました。

(位田会長代理)今のご議論を一言で整理すると、テクニカルな考え方を主体にするか、もしくは基本的な考え方をどうするかという問題にするのかという、その議論の対立かと思います。そういう対立があるからこそ、実はこれは議論しないといけないと思いますので、さっき田中委員が言われたことも、私も実はディスクロージャーして、それから社会がほんとうにやっていいかどうかを決めるんだという立場なので、ディスクロージャーすれば良いという話ではないと思いますから、その辺の点も踏まえて、少なくとも前提のところではやはり議論をする必要があるかと思います。

(島園委員)先ほどから述べていることの補足になると思いますが、これまでの議論は、個別の研究目標がはっきりしている範囲の事柄について、その妥当性を問うという仕方で行ってきたわけです。今度は、かなり広い、具体的な研究のイメージが場合によっては及ばないようなところまで想定してやるということだと思います。そういう検討をすることは、医学的な知識以上に、科学が社会の中に置かれている場所、そこから生ずる諸問題を、先ほど経済産業省の方が言われたような経済的背景のもとで研究が行われているとか、あるいは研

究の自由をどう考えると、そもそも哲学的に命とは何であるかとか、そういう問題がより大きくなると思います。

今回も、そのことは十分お考えくださってあると思いますが、資料2と資料3の範囲では、社会的枠組み、あるいは哲学的・倫理的な問題ということがもう少し検討課題の中に明示されて良いと思います。

(香川委員) 今のご議論と直接は関係しませんが、こういう問題については、既にアメリカでは自由に研究が進んでいる。日本では余剰胚がたくさん、廃棄を前提としたものが存在している。研究者は研究したくてしょうがない。そして、世の中ではどんどん進んでいるというのが現状ではないか。そのあたりをヒアリング事項の中に入れてあると思いますが、そういう中で、確かにヒト胚については私どももいろいろな思いがありますが、それで、いろいろな規制をかけた場合に、それは果たしてほんとうに有効に働くのであろうか。どうしたらそれは実現できるのか。あるいは、私どもはこういう建前ですということだけを出して、現実にはブレーキをかけられないような状況の中で、一応有効ではなくても言うことにするのか、それを有効ならしめるためにはどんなことを考えればいいのかというようなことが、問題のような気がします。

(鷲田委員) 今のご意見、その前の島園さんのご意見等を伺っていて思いましたが、倫理と言っても歴史を越えたものではなくて、いつでもある時代背景の中で、ある技術の発展段階の中で、その都度、人として考えなければならないものがあるので、歴史とか現在の状況を越えて、何か哲学論争しろとか、命の哲学を考えてみようとかいうことを考えるのではなくて、これから先、次の時代のこと、これまで私たちが命とか死についてどう考えてきたかということに対する知見は、十分に持つておく必要がある。それをヒアリングでする必要があると思います。なぜなら、今の人間は必ずしもこれまでの人間より賢いとも限りませんし、今、私たちが、ひょっとしたら賢くなった面もあるかもしれないが、今までよりかなり頭が曇ってきているかもしれないわけで、そういう時に、過ぎ去ったこと、あるいはこれからのことを想像しながら考えるという時に、一つは、さっき経済省の方が言われましたように、現在のそういう生命技術をずっと推進していったときに、どういうことが解決し、どういうグロテスクなことが起こり得るかということのイメージをしっかりと描いておきたいと思います。特に、先ほどベンチャーの話も出ましたが、人体を操作の対象とするかどうかではなしに、さらに越えて商品としての人体、あるいは人体の商品化ということまで起こり得る、今そういう過程にいるかと思いますが、そのことを具体的にいろいろなイメージさせていただきたいと思うのと、もう一つ、先

ほど私たちがかつての人より賢いとは限らないと言いましたが、ここで公聴会等を開いたり、パブリックコメント等を最終的に求めて社会的な合意を目指すことは至上命題だとは思いますが、その合意は、今、私たちが考えていることの合意で果たして良いのかという問題があって、生と死に関しては、私たちの先達たちがずっとどの時代どの時代も、それにどう関わるかというぎりぎりのところである見解を持ち、それに対するいろいろな処置の仕方を文化として育んできたわけですから、文化人類学というよりは民俗学的な、日本の医療、特に生死についての考え方のみならず、その時代その時代の処置の仕方、いろいろな供養の仕方も含めて、そういう歴史についてぜひ十分時間をとってヒアリングしていただいて、私たちのイメージをもう少し膨らませたいという希望を持っています。

(位田会長代理) 鷺田委員の言われた点は、資料2の2枚目のヒアリング事項の「ヒト胚に関する伝統的考え方について」というのがありますが、これがそのまま当てはまるとは私は思いませんので、もう少し広げて、生とか死、その関連でヒト胚もしくは誕生ということについて、どのように考えてきたかというのをヒアリングの一つの項目として入れるということで良いですか。

(鷺田委員) はい。

(田中委員) 鷺田先生の言われたことと逆になるかもしれませんが、確かにそういう問題は大事だと思います。ただ、公共政策的な問題について意見形成しようとする場合、原理的な考え方は価値多元的な社会では違うことは間違いないので、どう違っているのか確認することも大事だと思いますが、どういう問題について、どういう前提で、どの程度の合意を図るのかということも重要なので、ヒアリングするときに、こういう事例についてご意見をお伺いしたいという形で事例を出してヒアリングをやらないと、我々はこう考えます、我々はこう考えますということ、いくらたくさん聞いても、実際、ある程度の枠の中で合意形成していく場合に、直接的には参考にならないと思います。ヒアリングをするときに、こういう問題についてご意見を述べていただきたいと、問題を指定した上でヒアリングをした方が、議論が進みやすいと思うし、違いもはっきりわかると思います。決して原理的問題が重要でないという意味ではありません。

(位田会長代理) その点ですが、ヒアリングの場合に、現状なり考え方なり、歴史も含めてですが、今どうなっているかという、先ほど鷺田委員の言い方で

は、これまでの知見を紹介していただくヒアリングと、いろいろな立場があるという意味での意見を述べていただくというのと、両方あると思います。今、田中委員が言われたのは後者、ある問題についていろいろな立場を述べていただく方のヒアリングだと思います。鷲田委員の言われたのは、むしろ前者の方で、今までどのように考えてきたか、もしくは現在どのように考えているかということ、共通認識として持つことのヒアリングと私は理解していますが、それで良いですか。

(石井(紫)議員) 今、問題になっているヒト胚に関する我が国民の伝統的な考え方というものは、そもそも存在したのだろうか、素朴に考えると、ヒト胚というものを認識したこと自体が極めて新しいことだと思います。ただ、ドイツとか、英語の世界でも、「エンブリオ」という言葉は胚から胎児までかなり幅広い概念ですから、エンブリオについてどう伝統的に考えてきたかという質問は成り立ち得ると思いますが、日本語では「ヒト胚」と言うと、胎児ではなくて、まさに一番反対側の端の細胞のことを考えていると思うので、これはどういう趣旨でここにヒアリング事項としてこういう表現がとられたのか、そもそも分からないのですが。

(事務局) これを事務局で書きましたとき、ヒト胚の流れの中でこう書きましたが、いわゆる生命の始まりをどう認識するのか、生命自体をどう認識してきたのかということから始まるのではないかということがありまして、それをこういう書き方にしたわけです。石井(紫)議員の言われるとおり、明治時代に胚の存在は一部の人にしか知られていなかったと思います。

(勝木委員) 議論をしようというのは、クローン小委員会からずっと出ている話です。そのときの提案は、あくまでクローンやES細胞のようなものができるようになった事態から出発するということですので、基本的には体外に取り出すことができることを中心にした認識がまずあったように思います。

それでは、それを自然の状態と同じように扱えるのか、実際にその形で人というものに育てているが、それ自体が十分に議論されていないのではないかという意味のヒト胚ですので、実際には胎児の問題とか、中絶胎児の問題とか、そういう問題もきっとこの中で議論されていかなければいけないと思います。そもそもの基本のこのテーマが生命倫理調査会に出てきた背景は、そういう時点からの話であろうと思います。

(石井(紫)議員) 新しい表現が出てきて、新たに発生したものである。

(勝木委員) 私はそのように理解していますが、新しい問題は出てきたが、それをどう見るかということに関しては過去の深い文化があると思います。

(西川委員) 私も、先ほど石井先生が言われたのと同じで、具体的な問題としては、勝木先生が言われたように、何日以前とか、そういうややこしいことは抜きにして、最初の受精卵からの話を議論され、各意見がどのように考えられているか。実際によその国での議論でも、例えばバチカンが、いつ魂がエンブリオに宿るかというのが「シュピーゲル」に載っていましたが、1771年には、受精後、男性の場合40日目、女性の場合90日目という意見があったそうです。1886年に変わるという記事があって、私も驚いたのですが、そういうことをいろいろな階層からお聞きしたいと私も思います。

(島蘭委員) これは表現が大変難しく、どうしてこういう表現になったかというのはよく分かるのですが、例えば脳死臓器移植のときでしたら、死に関すると言っておけば非常によく分かった。それと同じような大きな問題があるに違いないのですが、それを今表現する適切な言葉がないので、「ヒト胚」という言葉に限定して話をしていると思います。例えば優生学をめぐる問題では、これから議論しなければならないことと深い関わりがあって、命の始まりということだけではないと思います。命の利用に関する、あるいは選別・操作、これまで人体なり命に人がいろいろな関わり方をしていることの、いろいろなものを考え直さなければならない。そういう意味の広さはあると思います。もちろん田中先生が言われたように、あらゆることを論じるわけにはいかないし、拡散しない方が良いと思います。これまで議論になって、我々が知恵を絞ろうとした臓器移植の問題、優生思想の問題といったことはぜひ取り上げて、議論すべきことだと思います。

(位田会長代理) 今、島蘭委員の言われたことは、前提の部分に入るとは思いますが、「人の生命の萌芽として」という視点に全部入れてしまうのは、ここが膨らんでしまうので、問題になると思います。このあたりで、先ほど、同じく島蘭委員が言われた社会的・哲学的な問題ですとか、社会的な影響といったことも含めて、ここの前提のところでも議論するという事ではないかと思えます。それともう一点、先ほど香川委員が言われた、今、研究が進められるような状況にあるところで規制をすることの意味というものも、ある意味では社会的な影響であって、そういう問題も考えに入れながら議論するということだと思えますし、具体的にもし規制をするとするとどうするかというのは、結果的にはV

のあたりに入ってくるのではないかなという気もします。

資料2の1枚目のスケジュールの一番下のところに基本的考え方、報告書を作る予定になっていますが、基本的考え方に関する報告書ができれば、それを踏まえてまた具体的な制度・枠組みを検討するということになっていきますので、香川委員の言われた半分はここで議論をし、あと半分はその後の議論に続くと思いますが、それで良いですか。

(南委員)先ほどヒアリングの中に、一般の女性の立場と位田先生が言ってくださいましたが、一般の女性というとなかなか難しいかと思います。私は、日本産婦人科学会の生命倫理審議会の討論の中で伺いましたが、不妊の方へのアンケート調査などが行われていて、不妊治療を受けられた方が、自ら余剰胚をどうされたいかという意味表示もしたいという話がありました。私の記憶では、「研究に役立ててもらうことは反対ではないが、決して生命を持ったものにはなあってほしくない」と、かなり具体的な意見の傾向が出ていて非常に興味深く思いました。例えば不妊の方の団体などもはっきりとしたご意見を持っていますし、一般の女性というより、いろいろな立場の方の意見を聞いた方が良いと思います。

それから、先端技術がもたらす社会的な影響についても、例えば、移植医療が非常に進むことによって人工臓器の研究が逆に阻害されたり、生殖補助医療が非常に進んでいくと、養子縁組の制度が逆に定着していきにくくなるなど、いろいろな社会的な波紋が、それぞれの先端技術がもたらすものの一つとしてあると思います。その辺、社会学なのでしょうが、そういうことまで含んだご意見がいろいろ伺えたらいいなと思います。

(位田会長代理)ヒアリング事項の、特に人文社会系の観点からしますと、2つ目の「ヒト胚に関する規制の外国の状況について」とか、4つ目の「ヒト胚に関する規制の在り方について」、「規制」という言葉が入っているので若干限定しすぎている気がしますから、「規制」という言葉を外して、いろいろな立場のご意見を伺うということなのかなと思います。

(石井(紫)議員)こういうことを今ごろ言うと、また混乱させることになるかと思いますが、そもそも何の目的でヒト受精胚の議論をするのかというと、直接法律的な要請があって出てきているわけです。法律にそう書かれている。むしろその背景としては、前の科学技術会議のときの議論で十分そのところがなされていないから議論しなくてはいけないという非常に一般的な問題があることは分かりますが、現在ここで何のためにヒト受精胚について議論するのか

というと、クローン技術規制法の、先ほど梅田参事官が言われた附則の第2条の趣旨から来ていると思います。それは、この法律の規定に検討を加え、この法律の在り方について必要な措置を3年以内に講ずるという目的が、いわば係っているわけで、この法律には生殖医療のことはのっていません。南さんの話を伺っていて気がついたのですが、余剰胚を使うのは良いのだが、命のあるものになってもらいたくないとか、その辺は人々の意識の中にも区別があるのか。余剰胚を使って何かをする、ES細胞ならES細胞を作るのと、それを生殖補助医療に使うとの間をもう少し区別して、何のために議論するのかということをし少し整理した方が、およそヒトの受精胚やりますと、いろいろな問題が、二重なり、人々の利害関係も含めて来るので、その辺を一応分けて議論した方が良いと思います。

(高久委員) 私も石井議員のご意見に賛成でして、ヒトの胚についての生殖医療の問題を議論するのは良いのですが、生殖医療の問題の議論を始めると、厚生省でも、私が関係しているときで2年間ぐらいやりましても、なかなか結論も出なくて、今また生殖医療の部会で1年以上にわたって議論しています。ですから、テーマを限らないと、限りなくヒアリングをして、限りなく議論をしなければならぬという状態になる。注意してヒアリングする必要があるのと思います。

(位田会長代理) 私は石井議員の意見とは少し違います。ヒト胚についての議論を始めるのは、法律が出発点というのは、事実としてはそうなのですが、法律の枠が係っているのではなくて、法律で特定胚の取扱いについてどうするか、もしくはこの法律の規定の改定等の問題という枠をはめているのですが、その法律の問題を議論する前に、ヒト胚全体についての考え方を整理しておかないと個別の議論はできないということから、この議論が始まっていると私は理解しています。最初からこの法律が出発点ということで議論を始めると、先ほど私の言い方をとるとすればテクニカルな話になってしまうので、そういうことではなかったと思います。

それから、高久委員が言われたように、生殖補助医療の問題を正面からここでまた議論するのは、まさに既に厚生省のほうで何年もかかってずっと議論していることを、また蒸し返しになると思いますので、ここでまともに生殖補助医療の議論をするのではなくて、厚生労働省でどういう議論が行われたかということも紹介をいただいて、必要であれば、不妊女性のご意見も伺うということで、基本的なターゲットはヒト胚について、特にヒト受精胚についてどう考えるかということをお明らかにする。完全に統一的な結論が出ると私も思ってい

ませんが、いろいろな立場の意見があることを明らかにして、どのあたりが最大公約数かということも少しはわかってくるのではないかと。そこから、その先に、例えば特定胚のそれぞれの問題をもう一度考え直す契機にもなるでしょうし、もしくは、また別の新たに研究についても判断の基盤ができるということだと思いますので、この議論自体は、一応、クローン技術規制法とは離れたところから、もっと一般的な基盤の問題から始まっていると理解をしています。

(勝木委員) 私も、今、位田先生がお話しくくださったように理解していました。クローン小委員会が始まったときからの議論なのですが、各国でクローン人間を禁止するという事は、もう既にヒトの胚をいろいろな意味で取り扱わないという法律がヨーロッパやアメリカでできていたという前提があって、実際にクローン羊が出たときにクローン人間の議論がされたときに、それをリファレンスにして、基本的な規制の中から一つずつ例外的にどうやってオープンにしていくかという議論をしていたように思います。ところが、クローン問題、あるいはES細胞の問題は、個々のものをどうやって規制するかという議論で始めたものですから、問題が個別になって、日本の場合は混乱したのではないかとこの反省がその議論の中で行われて、そのことが結果的にはクローン技術規制法に書かれたのだと思います。

(石井(紫)議員) 私は生殖補助医療の方は議論するなどと言っているのではなくて、要するにヒト胚を使って何をするのか、個体産生、命のある個体の方へ向かって何かをする場合と、それを潰して、ES細胞のように何か別のものの方へ持っていく使い方と、その2つを分けて議論した方が良いと言っているのです。議論の対象が、あるいはヒアリングに答えてくださる方が、こっちのことを考えている人と、こっちのことを考えている人と別々で、意見の対立だけが表面的に見えるということだと、あまり生産的ではないので、議論することそのものを否定しているわけではありません。

(位田会長代理) 今、何人かの方からご意見が出ましたように、ヒアリングをするときは、それぞれの会なり、ご意見を伺う対象なりで、ある程度枠をはめて、ターゲットを絞った形でヒアリングをする方が生産的だということですので、そのあたりは事務局でご注意いただきたいと思います。

(島菌委員) 最初にも申し上げましたが、要するに問題が何かということのタイトルがまだついていない気がします。生殖医療をどこまで入れるかというのは、タイトルに従ってどこまで入ってくるか分かってくると思いますので、資

料3に出てくる「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」というタイトルを別のものに変えたほうが良いと思います。

まず1つは、「生命の萌芽として」ということがまだ疑問だということがありますし、「ヒト受精胚」と言いますが、クローン胚は大きな問題だと思うので、受精胚に加えて受精胚以外の胚、つまり胚を作るということがかなり大きな問題のような気がします。「取扱い」というのが、実際には先ほどから議論しているように「操作」とか、「利用」とか、「研究」とか、幾つかの言葉で表せるようなことがありますので、そういう点を少し整理して、一体何をこの審議のサイクルで議論しようとしているのかを明確化する必要があると思います。

(位田会長代理) この議論のタイトルを付けることと、具体的に何を議論するかということは、私自身はタイトルはどっちでも良いとは言いませんが、中身さえこういうことを議論するということを合意できていれば、ここに書かれた「人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」というのでも、構わないと思います。実際にヒト受精胚についてどういう位置づけをするかという問題だと思いますので、そういう点からすると、今までの少なくとも科学技術会議時代の生命倫理委員会の議論では「人の生命の萌芽」という言葉が出てきているので、それを事務局としては採用して、こういう書き方をされたと理解をしています。もう少し大きく捉えれば、「ヒトの胚の在り方について」というのが多分一番広いと思いますが、そこまで広くしてしまうと議論が散漫になる枠組みになってしまうので、とりあえずタイトルとしては一応こういう形にするか、もしくは若干変更するとすると、「人の生命の萌芽たるヒト受精胚の在り方について」とか、そういう言い方になるかと思います。しかし、タイトルよりも、むしろ何を議論するかということを、今日いろいろご議論いただいたので、少し中身が詳細になってきたと思います。最初からきっちりした枠を決めておくというよりは、一般的なところから議論をして、少しずつ具体的な論点に進めていく話かなと思います。島菌先生が言われている部分は、前提のところでも少し議論をし、ヒト受精胚以外の胚、特にクローン胚等の取扱いについては、IVのところでも論点としては出てきていますので、それぞれの論点が同じように重要であるか、もしくは細かく書いてあるだけで、実はあまり重要でないかということもあり得るわけですから、その辺は議論を進めていく中でもう少しはっきりできると思います。いずれにしても、ここの論点メモに書いてあるようなことを議論するについては、一つのことを議論している間に別のことも一緒に議論することになるでしょうし、また、別の議論をしている間に振り返ってもう一度もとへ戻ることもあり得ると思いますので、こういった問題をできるだけ整理しながら議論するということで、この論点メモはご理解をいただけれ

ば良いかと思えます。したがって、ここにもう少しつけ加えたい論点があれば、具体的にお教えいただきたいと思えます。先ほどから幾つか出ていた点では、社会的な影響の問題、これまでの社会における理解の変遷、そのほか現在の議論の状況といったことが論点としてはつけ加えられることになるかと思えます。

時間も少なくなってきましたので、今まで議論いただいたことから出てくる論点メモへの追加は、事務局で整理をいただいて、次回議論を始めると同時に、少しずつ改定していけるかと思えますので、そういう形で進めていければと思えます。今、この点だけでは、ぜひともこの論点メモの中に入れていただきたいというご意見があれば、お聞きしたいと思えます。

(勝木委員) 私は、本質的な問題だと思うものですから、議長が言われることに異議を唱えたいと思えます。「人の生命の萌芽として」というのは前提ではないと私は思えます。「人の生命の萌芽として」という形容詞がつきますと、この議論が前提となる気がしますので、人の生命の萌芽かどうかということも含めて議論は当然すべきであり、それに限定するのは、議論をある程度貧しくするのではないかと思えますので、ぜひそれは削除していただきたいと思えます。新しくどうするかについて、名案がありませんので申し訳ないのですが。

(位田会長代理) 私もその点を議論することはやぶさかではありませんが、タイトルをどうするかというのは、少し事務局の方とも検討させていただくことでご了解をいただきたいと思えます。

ほかに何かつけ加える論点というのはありますか。論点についてつけ加えることがなければ、できればヒアリング事項について、どういった事項をつけ加えるか、それから、ご説明いただくさまざまな研究者、有識者という点でどういった方がいるかというのを、何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。今日すぐに思いつかれなくても、後ほど、もし適当な方があれば事務局の方までご連絡をいただければ、それも考慮して決めていきたいと思えます。今の予定では、月一、二回程度で、6回か7回か、掛ける1回2人ですから、十数名の方々のご意見は伺えると思えますが、その点について何かありませんか。

(白川議員) ヒアリングの順序のことも大切だと思います。いきなりヒト胚を用いた研究の内外動向とか、ヒト胚に関する規制の外国の状況とか、あるいは医療現場のというようなことになると、どうしても「生命の萌芽として」ということと絡みやすくなって、話が難しくなると思えます。そこで、下から2番目「我が国国民」、要するに宗教学者、文化人類学系の研究から始めるのはいか

がかというのが私の意見です。

（位田会長代理）確かに白川議員のご指摘のとおりだと思います。また研究の話から始めると、個別の話になりそうなので、特に議論としては前提のところから始めたいと思いますので、できれば下から2つ目の、場合によって一番下のの半分ぐらいかもしれませんが、異なった意見という意味ではなくて、今どのように考えられているかというところから始めるのが良いと思います。

（島園委員）このところでどういう方にお話を伺うといいかなとイメージをしながら今のお話を伺ったのですが、田中委員がさっき言われたように、こういう問題は何を問題提起していいのかということスピーカーの方が分かっていないといけないと思います。ところが、今のところ、どこが焦眉の争点になるのか、私も勉強中という感じで、どのようにお願いをするか。よくご存じの方もいると思いますが、白川先生のご指摘されたことで言うと、行ったり来たりではないだろうか。具体的なところで問題になっていることと、その背景を広く考えることは、どっちを先というのはなかなかできにくいので、往復運動が必要かなという印象を持ちました。

（黒田議員）どういう人を呼ぶかということで結構影響されると思います。生命倫理有識者と言っても、いろいろな人があると思うので、立場の違う人を選ばなければいけないという気がします。そして、その組み合わせですが、違う立場の人の話を聞き、お互いに意見を言ってもらえる方が良いのではないかと。同じような立場の人を2つ固めてしまわないよう、その辺のこともお考えいただきたいと思います。もう一つは、日本は文化も生死に対する考え方も相当違うので、外国の例は参考にならないと言いながらも、アン・マクラーレンというイギリスの女性が、まとめるのにものすごく苦労されたが、非常にうまくまとめたという、結構評判のいいレポートが出ていると聞いていますので、その辺も事務局に資料を取り寄せていただいて、参考にできたらありがたいと思います。

（位田会長代理）ヒアリングの進め方ですが、確かに同じ立場の人ばかり集めるよりは、むしろ違う立場の方に来ていただくことは必要だと思います。ただ、それは、多分ある程度前提のヒアリングをして、前半と後半という形で分けるとすれば、現状なり今までの考え方が一般的にどうなっているかという共通認識を得る部分と、それから、いろいろな立場の意見を聞くという2つのフェーズに分かれるのではないかと考えています。後半のフェーズでは、ご指摘のよ

うに、例えば賛成派対反対派というような形で、議論をお聞きした方が良いと思いますが、前半のほうが、もし可能であれば、自分の立場は少し抑えていただいて、全体としては、例えば西川先生がさっき言われましたが、18世紀はこうだった、19世紀はこうだったというのをさらっと言っていただいて、現在ではどういう考え方がありますか。その中で、Aという考え方、Bという考え方という形でご紹介いただいても、構わないと思いますが、中立的もしくは描写的な形のヒアリングを最初の方にできれば良いと思っています。

それから、アン・マクラーレンの報告は、どの報告書が私もすぐに思い浮かばないのですが、各国で倫理委員会若しくはそれに類する機関がありますので、その辺の胚に関しての報告書なり何らかの議論があれば、それはできるだけ集めていただきたいと思います。ただ、言語の問題で、英語でもし全部集められればそれにこしたことはありませんが、場合によってフランス語、ドイツ語、もしくはその他の言語があります。オランダはオランダ語で出ていると思いますし、私が知っている限りでは、フランスの生命倫理委員会は、英語で報告書が出ています。少しその辺調べていただければと思います。それから、イギリスは、国の委員会だけではなくて、ナフィールド・カウンシルのような半分民間的な権威のある機関もありますので、その辺、今後とも資料を少し充実していただいて、それも参考にしながら議論をいただければと思います。

先ほどアメリカで新しい委員会が作られるということでしたが、今までNBACという国家生命倫理諮問委員会があって、それなりの活動をしていますので、それに関連する部分ももしあれば出していただきたいと思います。クローン人間についてのNBACの報告書は、非常にしっかりした報告書です。

イギリスやアメリカは、政権が変わると委員会が廃止されて、また代わってしまったりしますので、古い報告書も少し気をつけて集めていただきたいと思います。

(高久委員) 私も、共通認識を深めるようなヒアリングを先にして、いろいろな議論は後の方が良いと思います。ですから、この項目の中でもヒト胚に関する規制の在り方とか、本問題に関する国民の考え方は後の方に持ってきた方が良いと思います。ただ、最後の患者団体のヒアリングは非常に難しい。どういう団体の方にどういう話をさせていただくかというのは非常に難しいので、事務局は大変だろうと思います。

(位田会長代理) その辺は、ここで実際にヒアリングをしていただくというケースと、事務局からそれぞれの団体に聞きに行ってください、ご意見を伺うというケースと、両方取りまぜてやりたいと思います。患者さんの団体はたく

さんありますし、いろいろな立場がありますので、こっちの団体の意見を聞いて、こっちの団体の意見を聞かないというのは、なかなか難しいと私も思いますので、その辺は少し工夫をして、しかし、できるだけさまざまな意見を聞きたいと思っています。

それでは、それぞれのヒアリング事項について、先ほど島菌委員からのご意見がありました。どういう問題について焦点を当てて議論するか、具体的にどういう方々もしくは団体等についてご意見を聞くかという具体的なご提案を事務局のほうにお出しをいただければと思います。タイトルについても、具体的なタイトルのご提案をお願いしたいと思います。単にこれではだめだというのでは、事務局が一番困られると思うので、その辺、よろしくご協力をいただきたいと思っています。それでは、本日の専門調査会は、もしほかにご意見がなければこれで閉会にしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、次回以降の予定を事務局からご紹介いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局) 次回以降は、1月31日(木曜日)1時半から4時半。2月2月27日(水曜日) これも1時半から4時半。3月も、3月15日(金曜日)1時半から4時半を予定しています。場所については、1月、2月は、内閣府があります霞が関の4合同庁舎の中の第4特別会議室です。またこれは近づきましたらご連絡します。3月はまだ決まっていません。以上です。

(位田会長代理) どうもありがとうございました。それでは、ほかにご意見がなければ、本日はこれで終了したいと思います。今日はどうもありがとうございました。よいお年をお迎えください。また来年もよろしく願いいたします。